

陳情第6号	平成24年2月7日受理
付託委員会	総務常任委員会
件名	総務企画部の定員削減を求める件
陳情要旨	<p>戸籍住民課から差出人未記入・切手未貼付の不審郵便物が郵送された事件に対し、市民に対する嫌がらせとして、地方公務員法第28条及び第29条に基づき職員の免職を求めたところ、何の権限も持たない戸籍住民課が総務企画部と協議したとして回答してきた（地方公務員法第6条に、職員の免職は、市長が権利を有すると規定している。）。</p> <p>つまり、本来総務企画部がやるべき仕事を戸籍住民課がやっており、総務企画部は仕事が減っている。</p> <p>よって、総務企画部の定員削減を要求する。</p>